

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案 新旧対照表

(新旧対照条文一覧)

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号) 【附則第三項関係】 . . . . . 1



○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）【附則第三項関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項
	課税標準	課税標準	課税標準
	税率	税率	税率
<p>一〇百五十六の二（略）</p> <p>百五十六の三 使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業計画又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業計画の認定</p>	<p>一〇百五十六の二（略）</p> <p>百五十六の三 使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業計画又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業計画の認定</p>	<p>一〇百五十六の二（略）</p> <p>百五十六の三 使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業計画又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業計画の認定</p>	<p>一〇百五十六の二（略）</p> <p>百五十六の三 使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業計画又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業計画の認定</p>
<p>(一) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第 号）第三十九条第三項（自主回収・再資源化事業計画の認定）の規定による自</p>	認定件数	認定件数	認定件数
	一件につき十	一件につき十	一件につき十
	五万円	五万円	五万円

百五十七～百六十 (略)	主回収・再資源化事業 計画の認定	(二) プラスチックに係る 資源循環の促進等に関 する法律第四十八条第 三項(再資源化事業計 画の認定)の規定によ る再資源化事業計画の 認定(同条第一項第二 号に掲げる者が受ける ものに限る。)
	認定件数	
	一件に つき十 五万円	
百五十七～百六十 (略)		